

旭川市公用車広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭川市（以下「市」という。）が管理する公務に使用する車両（以下「公用車」という。）への有料広告に係る取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(有料広告の掲載基準)

第2条 公用車に掲載できる有料広告の基準は、市の品位及び公共性・公益性を損なうおそれのないもの並びに市民に不利益を及ぼさないものであって、かつ、次に掲げる項目のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 個人又は団体の意見を表明するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (7) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に関するもの
- (8) 交通事故の誘発又は交通安全を阻害するおそれがあるもの
- (9) 公用車の運行上支障となるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、総務部長が掲載することが適当でないものとして定めたもの

(広告掲載の車両等)

第3条 広告を掲載する公用車は、災害・工事等に占用するものを除き、市が指定するものとする。

- 2 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。
- 3 広告を掲載した公用車が更新等により入替えとなる場合は、入れ替えた公用車に引き続き広告掲載を行うものとする。

(広告掲載の期間)

第4条 広告掲載の期間は、広告掲載の開始日から当該年度の末日までとし、月単位で設定するものとする。ただし、期間満了後、1の年度を単位として通算5の年度を限度に継続することができるものとする。

- 2 前項の期間には、広告掲載及び撤去の作業並びに法令等の規定に基づく当該車両の点検整備等に係る期間を含むものとする。
- 3 広告掲載の開始日及び終了日は、市と広告掲載申込者（以下「広告主」という。）が協議の上、定めるものとする。

(広告の条件)

第5条 期間、期限等を明示する広告の場合は、事前に市と協議し、掲載についての了承を得る。

2 旭川市内又は近隣8町（鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、東神楽町及び美瑛町）のいずれかに本店又は支店、営業所等があり、市税を滞納していない者の広告であること。

3 広告枠内に縦5cm、横20cm程度の大きさで「広告」と表示するとともに、その範囲を明確にし、広告であることが一目で分かるようにすること。ただし、別表1のバックドア等の広告は別途協議する。

4 広告には、広告主の名称、電話番号等の連絡先を明示すること。

(広告掲載の募集)

第6条 広告の募集は、必要に応じて随時行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みは、旭川市公用車広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿、図面等を添えて行うものとする。

2 同一の者が同一の時期に広告掲載の申込みができる公用車（マイクロバスを除く。）の台数は、10台を限度とする。ただし、広告掲載申込み枠数が募集枠に満たない場合は、この限りでない。

3 第1項の申込書に添付した書類内容に変更が生じた場合は、速やかに必要な書類を提出するものとする。また、広告の原稿を変更する場合は、旭川市公用車広告原稿変更申込書（様式第2号）に変更したい広告の原稿を添えて行うものとする。

4 第3条第3項により入替えになる場合は、申込時に広告主に告知し、入れ替えた公用車に広告掲載を継続した旨を広告主に報告するものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、本要綱に規定する有料広告の掲出基準、規格等に照らし掲出の適否を審査の上、広告掲載の可否を決定し、旭川市公用車広告掲載決定通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

2 募集した広告の枠数を超える申込みがあった場合、抽選により広告掲載者を決定するものとする。抽選方法は、申込者（基準に適合する広告に係る申込者に限る。）数が募集枠数と同数の場合申込者にそれぞれ1台ずつ割り当て、申込者数が募集枠数を超える場合はくじ引き等により募集枠数と同数の申込者を決定し、それぞれ1台ずつ割り当てる。

3 募集した広告の枠数を下回った場合は、先着順により決定するものとする。

(広告物の形状及び材質等)

第9条 広告は、広告内容を表示したマジックシースルーフィルム等の貼る剥がす自在の特殊フィルム（以下「広告物」という。）の貼付によるものとし、原則として、車体塗装を行ってはならない。

2 前項の広告物は、広告掲載の期間内における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。

(広告の作成等)

第10条 広告の作成は、広告主の責任で行うものとし、その費用の全てを広告主が負担するものとする。また、広告掲載及び撤去の場合についても同様とする。

2 広告主は、広告掲載及び撤去の作業に当たっては、公用車の運行に支障が生じないよう事前に市と日程等の協議を行い、市の指示に従うものとする。

3 広告掲載及び撤去の作業において、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損したときは、当該広告の広告主が費用を負担して当該公用車を原状回復するものとする。

4 天災・暴動その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間内に市の責任において広告が毀損又は破損したときは、市が費用を負担して修復をするものとする。ただし、別表1のバックドア等の広告は除く。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、旭川市広告掲載決定通知書の受理後、市長が指定する納付期限までに市が発行する納付書により別表1に定める広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載者の責任)

第12条 広告主は、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、旭川市公用車広告掲載基準に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間内であっても、広告主に対し勧告等を行わずに広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が市税等に滞納があり、計画的に納付が行われていないとき。

(2) 広告主の倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

(3) 広告主が暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当したとき。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、広告掲載の期間内に広告掲載を取り下げるときは、事前に市長に対し旭川市公用車広告掲載取下書(様式第4号)を提出しなければならない。

(広告掲載の継続)

第15条 広告主は、第4条ただし書の規定により広告掲載を継続しようとするときは、掲載期間満了日の2か月前までに市長に対し旭川市公用車広告掲載継続申込書(様式第5号)を提出しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 既納の広告掲載料は、原則返還しないものとする。ただし、広告掲載の期間内において、市の責めに帰する理由(事故等により走行できなかった場合)により広告掲載が連続して7日以上掲載されなかったとき(公用車の点検・整備等及び天災・暴動その他特別な事情を除く。)は、その全部又は一部を返還する。

2 前項の規定に基づき返還する掲載料は、掲載期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日割計算して得た額(その額に10円未満の端数を切捨てた額)とする。

(広告取扱業者の委託)

第17条 市長は、広告代理業を営む者（以下「広告代理店」という。）に旭川市公用車広告掲載業務を委託することができる。

2 広告代理店の選出方法については、総務部管財課が行う指名競争入札とする。

3 前項の規定による指名競争入札の予定価格は、総務部長が決定する。

(広告代理店の責務)

第18条 広告代理店は、掲出された有料広告に対して、一切の責任を負う。

2 広告代理店は、有料広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び有料広告の内容等に関する財産権の全てにつき、権利喪失に係る処理が完了していることを市に対して保証する。

3 第三者から、有料広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告代理店の責任において解決する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、公用車への広告掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から実施する。

(平成29年1月26日決裁)

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(平成29年11月27日決裁)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(平成31年2月12日決裁)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(令和3年3月9日決裁)

別表 1

軽自動車・乗用車・ライトバン

掲載位置	規格	広告掲載料（税込）	
		1か月当たり	1年当たり
前部座席 ドア両面	片面当たり 0.3㎡以内	3,240円	38,880円
バックドア等に 掲載可能	縦・横0.3m以下 空きスペース	上記に含む	上記に含む

別表 2

マイクロバス

掲載位置	規格	広告掲載料（税込）	
		1か月当たり	1年当たり
左右側面	1か所 縦0.6m以下 横1.5m以下	1か所当たり 4,860円	1か所当たり 58,320円
		片面2か所 8,640円	片面2か所 103,680円
後部	縦0.45m以下 横0.6m以下	4,860円	58,320円